

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	生活支援ハウス事業運営業務（静樹苑）
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選 定 事 業 者	社会福祉法人厚仁会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>生活支援ハウスは、介護保険制度の導入後、要介護認定で「自立」「要支援」と判定され、施設を退所する方の受け皿の必要性から整備が進められた施設であり、運営は、指定通所介護事業所等を経営する者であって適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるとされた。</p> <p>札幌市では、国庫補助の採択要件に基づき、国と協議のうえ、委託先を4施設・4法人と定め、生活支援ハウス運営事業実施要綱において規定し、また、各法人所有の建物に必要な設備等が整備されており、年間を通じて安定的に事業を遂行できる体制にある。</p> <p>以上のことから当該業務を実施することができる者は4法人に特定されることから、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和8年3月4日